

受講契約書

Claude Code マンツーマンAI講座（美奈子さま専用プログラム）

株式会社Lavique（以下「甲」という）と、受講者（以下「乙」という）とは、甲が提供するマンツーマンAI講座（以下「本講座」という）の受講に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。乙は、自己の事業のために本契約を締結する事業者であることを表明し、本契約の締結にあたり、別紙「受講規約」の全条項を確認のうえ、これに同意したものとする。

講座名	Claude Code マンツーマンAI講座（美奈子さま専用プログラム）
契約の性質	事業者間契約（乙が自己の事業においてAIを活用できるようになるための個別指導・伴走契約）。営業・集客・販売・事業運営等の代行契約、および制作物の納品を目的とする請負契約ではない。
講座内容	マンツーマン形式の作業会 全8回（1回3時間・月2回目安）＋期間中の質問対応・週1回の進捗シェア。詳細は受講規約・特約・工程表による。
受講期間	初回実施日から全8回の完了まで（標準4ヶ月・初回実施日から6ヶ月で受講権失効）。初回は2026年10月7日を予定し、決済の確認後に確定する。
実施形式	月1回 オンライン（Zoom等）＋月1回 対面（双方合意の場所）
受講料	金550,000円（税込） ※プログラム全体への対価（受講規約第7条）
支払方法	一括払い（ ☐ 銀行振込 ☐ クレジットカード決済 のいずれか。振込先・決済リンクは甲が案内する）。分割払いは取り扱わない。
支払期日	受講料 金550,000円は、本契約締結日から7日以内に支払いを完了するものとする（銀行振込の場合の振込手数料は乙の負担）。
同意の方法	本書への署名押印のほか、LINEまたはメールで「契約内容に同意します」と返信する方法でも締結できる（当該返信をもって署名に代える）。
解約・返金	本契約成立後の乙都合によるキャンセル・中途解約・返金は原則として受け付けない（受講規約第15条）。
契約の成立	本契約は、乙の署名（電磁的方法による同意の意思表示を含む）をもって成立する。教材・資料の交付および初回日程の確定は、受講料全額の入金確認後に行う。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印（または署名）のうえ各1通を保有する。電磁的方法（メール・LINE等による同意の明示）によって締結する場合は、当該記録をもってこれに代える。

契約締結日： 2026年 月 日

甲（提供者）
名称 株式会社Lavique
代表者 代表取締役 後藤 あい
署名・押印 後藤 あい

乙（受講者）
屋号・氏名 斎藤 美奈子 様
住所
署名・押印

受講規約

Claude Code マンツーマンAI講座（美奈子さま専用プログラム）

第1条（目的および契約の性質）

1. 本規約は、株式会社Lavique（以下「甲」）が提供するマンツーマンAI講座（以下「本講座」）の受講条件を定めるものである。
2. 本講座は、受講者（以下「乙」）が自らの事業においてAIを活用できるようになるための個別指導および伴走サポートを提供するものである。
3. 乙は、自己の事業のために本契約を締結する事業者であることを表明し、本契約が事業者間の契約であることを確認する。
4. 本契約は、甲乙間の転写紙制作講座および転写紙制作講師（ダイヤモンド）に関する取り決めとは別個の契約であり、本契約の成立・解約・終了はこれらの取り決めに影響せず、これらの取り決めも本契約に影響しない。

第2条（講座内容および提供方法）

1. 本講座は、マンツーマン形式の作業会全8回（1回3時間・月2回目安）、受講期間中の質問対応、および週1回の進捗シェアにより構成される。
2. 各回の具体的な内容・順序は、別途交付する工程表を基本とし、乙の習熟度・希望に応じて甲の判断により柔軟に調整できるものとする。

第3条（サポートの範囲）

1. 本講座のサポート範囲は、AIの活用方法、AIを用いた業務効率化、コンテンツ制作、仕組み構築その他甲が本講座の目的に関連すると判断した内容とする。
2. 営業活動、集客代行、販売代行、顧客対応、事業運営の代行その他AI活用の指導を超える業務は、本講座のサポート範囲には含まれない。
3. 受講期間中の質問対応は、甲が合理的と判断する範囲・方法・時期において行うものとし、甲は即時の回答義務および特定の時間帯における対応義務を負わない。

第4条（情報開示の範囲）

1. 乙は、甲が自己の事業において使用するシステム、プロンプト、AI設定、業務フロー、資料、顧客情報、取引情報、ノウハウその他の情報について、本講座に必要な範囲を超えて開示を求めることはできない。
2. 本講座において何を教材または参考事例として開示するかは、甲の裁量によるものとする。

第5条（講座内における制作の位置づけ）

1. 講座内において甲が乙とともに制作、設定または構築を行う場合があるが、これは指導の一環として行うものであり、甲が完成物の制作・納品を請け負うものではない。
2. 講座内で扱う制作物の完成度・仕上げ・運用は、乙自身が主体となって行うものとする。

第6条（本講座の範囲を超える業務）

1. 本講座の範囲を超える個別制作、代行、追加コンサルティングその他の業務については、双方協議のうえ、別途契約または追加料金の対象とすることがある。

第7条（受講料および支払い）

1. 受講料は金550,000円（税込）とする。
2. 乙は、受講料を、契約締結日から7日以内に、甲が案内する方法（銀行振込またはクレジットカード決済）により一括で支払うものとする。分割払いは取り扱わない。
3. 銀行振込による場合の振込手数料は乙の負担とする。
4. 受講料は、乙のための個別枠の確保、講座の準備、教材およびノウハウの提供、ならびに受講期間中のサポートを含む本講座プログラム全体に対する対価であり、各回の受講に対する回数割の対価（バラ売り）ではない。
5. 乙が支払いを遅延した場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。
6. 乙の支払遅延の間、甲は本講座の提供（作業会・質問対応を含む）を停止できる。停止期間中も第10条の有効期限は進行する。

第8条（契約の成立および講座の開始）

1. 本契約は、乙の署名または電磁的方法による同意の意思表示をもって成立する。
2. 教材・資料の交付、専用環境の準備、および初回日程の確定は、受講料全額の入金確認後に行う。入金確認前には、甲はこれらの提供義務を負わない。
3. 契約成立後、乙の都合により初回実施日が確定しないまま30日を経過した場合、甲は受講期間の起算日を契約成立日の30日後とみなすことができる。

第9条（日程）

1. 作業会の日程は双方協議のうえ確定するものとし、確定した日程は原則として変更しない。
2. 前項にかかわらず、疾病その他やむを得ない事情がある場合に限り、事前に相手方へ相談のうえ、双方の合意により変更できるものとする。
3. 乙の無断欠席、または前項によらない乙都合の不参加は、当該回を実施済み（1回消化）として扱う。
4. 甲の都合による変更の場合は、必ず振替日を設定し、回数は消化しない。

第10条（受講期間の有効期限）

1. 本講座の全8回は、初回実施日から6ヶ月以内に消化するものとする。
2. 乙の都合により前項の期限内に受講しなかった回については、原則として受講権が失効し、甲は当該回にかかる返金・減額・振替の義務を負わない。
3. 甲の責めに帰すべき事由による遅延の場合は、双方協議のうえ期限を延長する。

第11条（受講環境および実費の負担）

1. 乙は、本講座の受講に必要なパソコン、インターネット環境、および各種サービスのアカウントを自己の責任と費用で準備する。
2. 本講座内で使用する外部サービスの利用料（AIツールの利用料、独自ドメイン取得費、API利用料等）は、乙の負担とする。甲は導入時に概算費用を事前に案内する。
3. 対面実施時に甲に生じる交通費は甲の負担とする。

第12条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本講座を通じて知り得た相手方の事業上・技術上の秘密情報（乙の顧客情報、甲の顧客・受講生・委託作家に関する情報、取引・売上情報、講座内容・教材・ノウハウを含む）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
2. 本条の義務は、本契約終了後も2年間存続する。ただし、甲の講座内容・教材・プロンプト・ノウハウに関する乙の義務は、期間の定めなく存続する。

第13条（知的財産・教材の取り扱い）

1. 甲が本講座で提供する教材・資料・工程表・プロンプト・ノウハウの著作権その他の知的財産権は、甲に帰属する。乙はこれらを本講座の受講目的および自己の事業運営の目的でのみ使用でき、複製・転売・第三者への配布・転送をしてはならない。
2. 乙が本講座で習得したAI活用のスキル・技術を、自己の事業（クライアントへのサービス提供、乙自身の講座運営等）に活用することは自由とする。
3. 前項にかかわらず、乙は、甲の講座構成、カリキュラム、教材、資料、プロンプト、説明文その他の独自ノウハウを、そのまま、または実質的に複製した形で、講座化・商品化・配布・販売してはならない。ただし、乙が自己の教室・講座の受講生に対し、乙自身の言葉と事例により、本講座で習得したスキルを用いた運営・集客の助言を行うことは妨げない。
4. 本講座内で乙が甲とともに制作した成果物（ホームページ、各種仕組み等）の権利は乙に帰属する。
5. 乙が第3項に違反した場合、乙は甲に対し、違約金として金1,100,000円（受講料の2倍相当額）を支払う。甲に生じた損害が違約金の額を超える場合、甲はその超過分の賠償を請求することを妨げられない。

第14条（禁止事項）

1. 乙は、次の各号の行為をしてはならない。
 - ・ 本講座の録画・録音・資料等を第三者に共有・公開する行為
 - ・ 第13条第3項に違反して、本講座の内容を複製した講座・商品を提供する行為
 - ・ 第3条のサポート範囲を超える対応、または第4条の範囲を超える情報開示を、執拗に要求する行為
 - ・ 甲への誹謗中傷、ハラスメント、深夜・早朝の執拗な連絡その他甲の業務または生活の平穩を妨げる行為
 - ・ 甲または第三者の知的財産権・名誉・信用を侵害する行為
 - ・ 法令または公序良俗に反する行為

第15条（解約および返金）

1. 本契約成立後の乙都合によるキャンセル、中途解約および返金は、原則として受け付けない。
2. 受講回数が残っていることを理由とする返金・減額も行わない。これは、受講料が第7条第4項に定めるとおり本講座プログラム全体に対する対価であることによる。
3. 甲の責めに帰すべき事由により本講座の継続が不可能となった場合、甲は未実施回数分（受講料550,000円を8回で除した額×未実施回数）を返金する。
4. 乙に第14条の違反、支払遅延（14日以上）、または信頼関係を破壊する行為があった場合、甲は催告のうえ本契約を解除できる。この場合の返金を行わない。

第16条（保証の否認・免責）

1. 本講座は、AI活用に関する知識・技術・考え方等を提供するものであり、乙の講座販売、営業、集客、売上、成約数その他の事業成果を保証するものではない。これらの活動および意思決定は、乙自身の責任において行うものとする。
2. 本講座で扱う外部サービス（各種AIツール、決済・配信サービス等）の仕様変更・停止・料金改定により生じた損害について、甲は責任を負わない。
3. 甲が乙に対して負う損害賠償責任は、故意または重過失による場合を除き、受領済み受講料の額を上限とする。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力に該当せず、また関与していないことを表明し保証する。相手方がこれに違反した場合、何らの催告なく本契約を解除できる。

第18条（協議および管轄）

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。
2. 本契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則：本規約は2026年9月12日に制定し、2026年9月28日に改定した（美奈子さま専用プログラム版）。

特 約

歯科医院AI・DX実践プログラムに関する特約

本講座は、乙が関わる歯科医院を実践の場として、業務の改善およびその事例化・サービス化までを扱う。このため、受講規約に加えて以下の特約を定める。受講規約と本特約の定めが異なる場合は、本特約を優先する。

特約第1条（実践先の承諾）

- 乙が、本講座の実践の場として歯科医院その他の第三者の事業（以下「実践先」という）の情報・設備・アカウントを用いる場合、乙は、あらかじめ実践先の管理者の承諾を得るものとする。
- 実践先との間で生じた事項については、乙が自らの責任において対応する。

特約第2条（患者情報の取り扱い）

- 乙は、患者の氏名、連絡先、診療情報その他個人を識別できる情報を、本講座において甲に開示せず、またAIツールに入力しないものとする。
- 実践先に関する情報は、受講規約第12条の秘密情報に含まれる。

特約第3条（医療・法令に関する確認）

- 本講座はAI活用の指導であり、医療および法令（医療広告に関する規制を含む）に関する助言ではない。
- 乙が本講座を通じて作成した文章・資料・ツールを公開または使用する際の法令への適合の確認は、乙および実践先の責任において行うものとする。
- 乙が作成する患者向けのチェックツール等は、医療上の診断に代わるものではないことを明示して提供する。

特約第4条（習得したスキルによる他の事業者への支援）

- 受講規約第13条第3項にかかわらず、乙が、本講座で習得したスキルおよび乙自身の実践事例を用い、乙自身の言葉と資料により、歯科医院その他の事業者に対して業務改善・AI導入の支援、助言または研修を行うことは妨げない。
- 前項の場合であっても、乙は、甲の講座構成、カリキュラム、教材、資料、プロンプトその他の独自ノウハウを、そのまま、または実質的に複製した形で第三者に提供してはならない。
- 乙が第三者に提供する支援の内容および結果について、甲は責任を負わない。